

2.3 環境関連法規の改定の紹介

京都大学環境科学センター 哈布爾、平井 康宏

本学と関係の深い環境関連法規の制定・改正を2件紹介します。

1. 水銀汚染防止法について

平成 25 年 10 月、水銀による地球規模での環境汚染を防止するため、水銀に関する水俣条約が採択されました。この水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、日本では平成 27 年に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（水銀汚染防止法）（平成 27 年法律第 42 号）が制定、公布されました。ただし、施行期日は我が国について条約が効力を生ずる日となります。水俣条約は 50 ヶ国目の締結の日の後 90 日後に効力が発生し、平成 29 年 2 月 8 日現在で 38 ヶ国が締結しています（日本は平成 28 年 2 月 2 日に締結、23 ヶ国目）。この法律にて、水銀による環境の汚染を防止するため、水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀等の使用及び水銀等を使用する方法による金の採取を禁止するとともに、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理等について所要の措置を講じます。

大学として特に関係の深い部分は、薬品の保有や貯蔵部分になります。対象物質（水銀・塩化第一水銀・酸化第二水銀・硫酸第二水銀、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀化合物、硫化水銀）について一定の量を超えた場合（年度において保管している対象物質いずれかの最大量が 30Kg 以上の場合）、定期的に主務大臣（大学の場合は文部科学省）に状況を報告しなければなりません。提出について、毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までに、前年度の 4 月 1 日から 3

月 31 日までの 1 年間の貯蔵の内容を報告することです（条約発効後に施行）。水銀汚染防止法の施行はまだですが（平成 29 年 3 月 1 日現在）、各研究室においては、対象物質の保有・貯蔵状況を確認するなどの現状把握をお願いします。

詳細は、下記を参照してください。

環境省：水銀による環境の汚染の防止に関する法律について

<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law.html>

2. トリクロロエチレンについて

中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理基準等専門委員会において「廃棄物処理基準等専門委員会報告書（廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等に関する検討（トリクロロエチレン））」が取りまとめられ、平成 28 年 2 月 24 日に中央環境審議会循環型社会部会に報告されたことに伴い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、一部を除き、平成 28 年 9 月 15 日から施行されることとなりました。

大学と関係深いものとして、トリクロロエチレンについて特別管理産業廃棄物に該当するものとして環境省令で定める基準を、以下のものに適合しないことに変更しました。

- ◇ 指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ以外）：
0.1mg/L 以下（現行 0.3mg/L）
- ◇ 指定下水汚泥を処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ）：1mg/L 以下（現行 3mg/L）
- ◇ 廃油を処分するために処理したもの（廃油、廃酸又は廃アルカリ以外）：0.1mg/L 以下（現行 0.3mg/L）
- ◇ 廃油を処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ）：1mg/L 以下（現行 3mg/L）
- ◇ 汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ以外）：0.1mg/L 以下（現行 0.3mg/L）
- ◇ 廃酸又は廃アルカリ若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ）：1mg/L 以下（現行 3mg/L）

各部局が特別管理産業廃棄物を業者に委託して処理するときに上記の改正点に注意してください。

詳細は、下記を参照してください。

環境省：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の公布について

平成 28 年 6 月 20 日

<http://www.env.go.jp/press/102658.html>